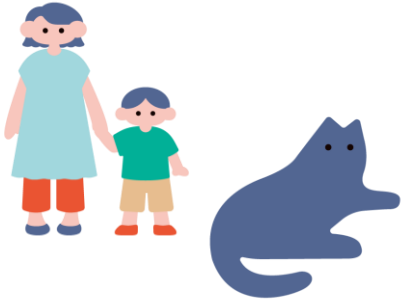




笠松町AI活用ガイドライン



令和8年（2026年）3月



笠松町
KASAMATSU

ガイドライン策定の目的と定義

本ガイドラインは、笠松町職員が業務効率化と住民サービス向上に繋げるため、生成AIシステムを利用する際の遵守事項等必要な事項を定めるものです。

生成AI

生成AIは、人からの質問や指示に応える形で、文章や画像、音声などを生成するAI。大量の情報を学習し、次に来る単語や文章を推測して新しいアウトプットを生成できる。一つのAIで様々なタスクに対応できる基礎モデル。

プロンプト

生成AIに質問や指示をする際に入力する文をプロンプトと呼ぶ。生成AIはユーザーから入力されるプロンプトと膨大な学習データを基に新しいアウトプットを生成する。

ハルシネーション (幻覚)

生成AIが事実に基づかない情報を、あたかも正しいかのように生成する現象。AIは「もっともらしいが間違い」を出力することがあるため、必ず事実確認が必要。

生成AI利用における注意点・リスク

4つの鉄則



1. 個人情報を入力しない



2. 機密情報は入力しない



3. 必ず事実確認をする



4. 著作権に配慮する

情報漏洩リスク



一般的な生成AIのサービスでは、入力したデータが学習に使われ、他ユーザーへの回答として流出するリスクがあります。

NG: 住民の氏名、住所、電話番号、マイナンバー

NG: 未公開の政策案、入札情報、職員のパスワード

機密性2（※次項に記載）以上の情報は原則入力しないこと。

著作権侵害リスク



他人の著作物に酷似した文章や画像を生成し、それを公表すると著作権侵害になる可能性があります。

NG: 「〇〇風の絵を描いて」などと指示する。

NG: 生成物が既存の作品と酷似している。

既存の著作物と同一・類似していないか、商標権・意匠権・特許権等の侵害がないか、必ず調査すること。

事実誤認リスク



生成AIは、事実に基づかない情報をあたかも正しいかのように出力することがあります（ハルシネーション）。

NG: 出力内容をそのまま公式文書・回答に使用する。

NG: 法令・制度の内容をAIの出力のみで判断する。

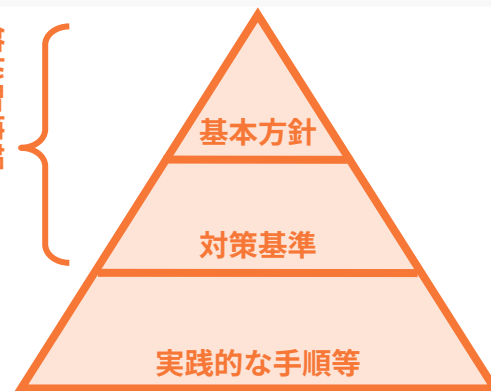
生成AIの出力は必ず一次情報源（法令、公式文書等）と照合し、事実確認を行うこと。

生成AI利用における注意点・リスク

本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、笠松町情報セキュリティポリシーにおいて、「**対策基準**」配下の「**実践的な手順等**」に位置づけられ、手順や注意事項を定めるものです。

笠松町情報
セキュリティポリシー



機密性について

分類レベル	定義	具体例	AIの使用
機密性3（極秘）	行政事務で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報全般 戸籍情報・生活保護受給者情報など 	禁止
機密性2（部外秘）	職員限定で共有される、公開前の行政情報	<ul style="list-style-type: none"> 入札前の予定価格 議会答弁案 人事評価情報 審議会の非公開議事録 	原則禁止
機密性1（公開可）	既に公開済み、または公開予定の情報	<ul style="list-style-type: none"> 政策検討中の資料 予算編成過程の資料 広報かさまつ・町ホームページ掲載情報 公開済み議事録 条例 企画立案 	ガイドライン条件下で可能

生成AI利用における注意点・リスク

結果の取扱いについて

生成AIを通じて得られた結果を業務利用する場合は、

- ・ 誤りがないこと
- ・ 公平性に問題がないこと
- ・ 著作権など第三者の権利を侵害していないこと
- ・ 第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないこと
- ・ 確認責任は、生成AIを利用した職員本人およびその所属長にあり、説明責任は町が負うこと

以上を踏まえ、生成物を業務に用いることが適当か確認し、必要に応じて加筆修正を行ってください。

利用可能な生成AI

生成AIを利用する場合は、

利用者が質問した内容を生成AIの学習に使用しないものであること

または

学習に使用することを制限する機能を有するものであって、
当該機能が有効な状態で使用すること

以上の条件下であることを原則とします。

生成AIは補助的なツールです。

上記を原則とし、本ガイドライン記載の注意点も加味したうえで、
最終判断は人間である職員自身にあることを認識し利用をお願いします。

生成AIの活用（プロンプト例）



POINT 01 要約に活用

数時間の要約作業→数分の作業へ

✓ こう使えば実現できます

音声認識で文字起こししたテキストを生成AIに貼付け、
このようにプロンプトを与えましょう。



貼り付けたテキストは●●会議で発言された内容です。
この発言録から、①決定事項②ネクストアクション③保留事項を箇条書きで
抽出してまとめてください。
また、500字程度で内部決裁用の会議録を作成してください。

生成AIの活用（プロンプト例）



POINT 02 文書作成に活用

0→1の苦悩から1→10の推敲へ

✓ こう使えば実現できます

書出しに悩む必要はありません。

箇条書きのメモを渡しこのようにプロンプトを与えましょう。



貼り付けたテキストは町内会長宛てに案内したい●●イベントの内容です。
このテキストから、町内会長に向けた●●イベントのお知らせ文案を3パターンで作成してください。
3パターンは、親しみやすいver.・公的ver.・簡潔ver.でそれぞれ作成ください。

生成AIの活用（プロンプト例）



POINT 03 企画立案に活用

前例踏襲から斬新な切り口の発見へ

- ✓ こう使えば実現できます 煮詰まった時こそ、生成AIの出番です。
企画立案をお願いするため以下のようなプロンプトを与えましょう。



自治体とアニメがコラボイベントをする際の企画案を10個出してください。
あえて従来の自治体の発想にない、ユニークな視点を含めてください
また、コラボの主目的は地域商店の売上向上です。地域商店が潤い、かつ訪
れる人が満足するような企画を多く出してください。

リスクケースへの対応

生成AIシステムは、その特徴から、出力結果に関して、生成AIシステム特有のリスクケースが発生する可能性があります。

(例)

- ・ 人種・性別・文化等に関する偏見や差別を含む大きな問題となり得る出力を行った。
- ・ 攻撃的又は危険なコンテンツを生成した。
- ・ 事実と異なる情報を出力し、それを利用したことによって第三者に不利益を与えた。
- ・ 既存の作品に類似し、著作権の侵害等の問題が生じる可能性が高いコンテンツを意図せず生成し、利用したことで当該作品に係る権利者等から削除等の申出を受けた。



上記のようなリスクケースが発生した場合、重要度・影響の程度等を踏まえ、所属長および企画DX課に対し速やかに報告をお願いします。

笠松町AI活用ガイドライン 令和8年（2026年）3月発行

【発行】

笠松町 企画環境経済部 企画DX課

〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

TEL 058-388-1113

FAX 058-387-5816

メールアドレス kikaku@town.kasamatsu.lg.jp